

○国立大学法人埼玉大学国際本部協定校学生受入規程

〔平成26年9月10日〕
規則第17号

改正 平成28. 3.29 27規則81 令和4. 3.17 3規則41

(趣旨)

第1条 この規程は、大学間又は部局間での交流協定を締結している外国の大学(以下「協定校」という。)に在籍する学生の専門分野の知識の向上及び我が国への理解を深めること、並びに大学間等の協力及び連携の強化を図るとともに、協定校の学生と本学の日本人学生との交流を通じて、本学の国際化の推進に資することを目的として実施する協定校の学生の受入れに関し、必要な事項を定める。

(名称)

第2条 協定校から学生を受け入れるために対外的に用いる名称は、次のとおりとする。

和文名：埼玉大学短期留学プログラム

英文名：Short-Term Exchange Program of Saitama University (STEPS)

(入学資格)

第3条 協定校から受け入れる学生(以下「協定校受入学生」という。)は、協定校において、原則として学部2年次以上に在籍する学生とする。

(入学期等)

第4条 入学の時期は、原則として4月1日及び10月1日とする。

(在学期間)

第5条 協定校受入学生の在学期間は、6ヶ月又は1年とする。

(身分)

第6条 協定校受入学生は、国立大学法人埼玉大学学則第57条に定める特別科目等履修学生として取り扱うものとする。

(出願手続き)

第7条 協定校受入学生として入学を志願する者は、所定の期日までに協定校を経て学長に願い出なければならない。

(選考)

第8条 入学志願者の選考は、国際企画室の議を経て、学長が行う。

(入学許可)

第9条 学長は、前条の結果に基づく合格者のうち、所定の手続きを完了した者に入学を許可する。

(授業科目、履修方法等)

第10条 協定校受入学生は、各学部又は教育機構が開設する授業科目を履修することができる。

2 協定校受入学生は、国際企画室及び当該授業科目担当教員の許可がある場合に限り、各大学院研究科で開講される授業科目を履修することができる。

3 前2項に定めるもののほか、協定校受入学生の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(単位の認定等)

第11条 協定校受入学生が履修した授業科目の単位付与及び成績評価については、国立大学法人埼玉大学単位修得の認定に関する規則に基づき、行うものとする。

(成績通知等)

第12条 国際本部長は、協定校受入学生の成績を当該学生の所属大学に通知する。

(実施体制)

第13条 協定校受入学生の運営は、各学部、各大学院研究科及び教育機構の協力を得て国際本部が行い、受入れ等の事務は、学務部留学・国際交流課が行うものとする。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、協定校受入学生に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成26年9月10日から施行し、平成26年度入学者から適用する。

2 国立大学法人埼玉大学教育機構短期留学プログラムコース規程（平成16年規則第66号）及び国立大学法人埼玉大学教育機構短期留学プログラムコース実施要項（平成24年9月18日制定）は、平成26年9月30日に廃止する。

附 則（平成28. 3. 29 27規則81）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4. 3. 17 3規則41）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。